

- (5) 貸付金の中には、貸借対照表日の翌日から1年を超えるものもあるが、金融事業の活動の中で正常な回収が行われている貸付金は、営業循環基準を適用して、流動資産に属する貸付金として処理することにした。
- (6) 消費税の取扱いは、貸付金を取得しても、仕入税額控除の対象にならない。

1-10 商 品

製品、半製品、原材料、仕掛品、副産物は省略する。

販売の目的をもって他から購入した商品の棚卸高を処理する。

- (1) 共同購買事業の場合は仕入先から商品を購入し、共同販売事業の場合は組合員から商品を購入するが、どちらも商品を相手先へ直送するときは組合には在庫品が生じない。
組合に倉庫があって、見込仕入を行う場合に在庫品が生じ、決算のときに棚卸高の処理が必要になる。
会計基準における「商品」は「繰越商品」として用いられており、商品の棚卸高を処理する際に使われている。
したがって、仕訳に使用する勘定科目は「繰越商品」とし、貸借対照表には「商品」として表示する。
- (2) 決算時の棚卸高の処理方法には「仕入」で売上原価を算出する方法と「売上原価」で売上原価を算出する方法とが代表的なものとしてあり、前者を商品勘定3分割法（純額法と総額法）といい、後者を商品勘定4分割法（売上原価勘定を用いる4分割法）という。

Ⅲ 勘定科目

棚卸商品集計表

平成A年3月31日

品名	数量	単価	評価額	保管場所
甲	3	1,000	3,000	倉庫上段
〇〇〇	××	××	×××××	
計			60,000	
減失甲	1	1,000	1,000	
合計			61,000	

評価単価は、税込経理方式のときは消費税込の単価を、税抜経理方式のときは消費税抜の単価を記入する。

次の科目残高を用いて仕訳をする。

当月売上高 ￥1,067,000 当期仕入高 ￥1,000,000

期首商品棚卸高 ￥30,000

期末商品棚卸高（帳簿） ￥61,000（実地） ￥60,000

商品勘定 3 分割法（総額法）

(借) 仕入	30,000	(貸) 繰越商品	30,000
(借) 繰越商品	61,000	(貸) 仕入	61,000
(借) 棚卸減耗費	1,000	(貸) 繰越商品	1,000
(借) 損益	969,000	(貸) 仕入	969,000
(借) 損益	1,000	(貸) 棚卸減耗費	1,000
(借) 売上	1,067,000	(貸) 損益	1,067,000

商品勘定 4 分割法（売上原価勘定）

(借) 売上原価	30,000	(貸) 繰越商品	30,000
(借) 売上原価	1,000,000	(貸) 仕入	1,000,000
(借) 繰越商品	61,000	(貸) 売上原価	61,000
(借) 棚卸減耗費	1,000	(貸) 繰越商品	1,000
(借) 損益	969,000	(貸) 売上原価	969,000
(借) 損益	1,000	(貸) 棚卸減耗費	1,000
(借) 売上	1,067,000	(貸) 損益	1,067,000

1-11 貯 蔵 品

未使用の消耗品、消耗器具等のうち、重要性のあるものを処理する。

- (1) 消耗品や消耗器具は、購入時に資産として処理し、使用するものだけを費用に振り替える方法と、購入時に全額を費用として処理し、決算のとき未使用の分だけ貯蔵品に振り替える方法とがある。

組合会計基準では、処理の簡便さから後者の方法を行うことにし、さらに未使用の消耗品、消耗器具などのうち、重要性のあるものだけを貯蔵品として計上し、重要性の乏しいものについては計上しなくてもよいことにした。

重要性があるか乏しいかは、組合の実状により判断すればよいのであるが、事業直接費に属するものや一般管理費に属するもののうち、金額の多額なものは重要性があるものとして考えられる。

- (2) 評価単価は、税込経理方式のときは消費税込の単価を、税抜経理方式のときは消費税抜の単価を記入する。

1-12 立 替 金

一時的な立替払を処理する。

- (1) 立替払をする相手先には、組合員、役員、職員の場合があるが、組合員に対する立替払は事業上の立替払が多いので、事業の名称を付けた立替金にするか、組合員立替金として表示する。

役員、職員に対する立替払は、一時的に生じるものであるから、なるべく早く回収するようにし、もし回収が長期になる見込みのものは、役職員貸付金として処理する。

- (2) 消費税の取扱いは、立替金を支出しただけでは仕入税額控除の対象

Ⅳ 決算関係書類

6-6 剰余金処分案作成モデル（税抜経理方式）

△△協同組合

剰余金処分案

自 平成A年4月1日

至 平成B年3月31日

I	当期末処分剰余金		
1.	当期純利益金額	831,815	
2.	前期繰越剰余金	160,240	992,055
II	組合積立金取崩額		
1.	特別積立金取崩額	××	
III	剰余金処分量		
1.	利益準備金	90,000	
2.	教育情報費用繰越金	45,000	
3.	組合積立金		
	特別積立金	90,000	
	〇〇周年記念事業積立金	100,000	
	役員退職給与積立金	50,000	
4.	出資配当金	50,000	
5.	利用分量配当金		
	共同購買事業配当金	<u>395,000</u>	<u>820,000</u>
IV	次期繰越剰余金		<u>172,055</u>

〈剰余金処分の仕訳〉

(借) 当期末処分 剰余金	992,055	(貸) 利益準備金	90,000
		特別積立金	90,000
		教育情報費用 繰越金	45,000
		〇〇周年記念 事業積立金	100,000
		役員退職給与 積立金	50,000
		未払配当金	50,000
		未払配当金	395,000
		前期繰越剰余金	172,055

6-7 脱退者持分払戻計算書の作り方

中協法施行規則では、会社計算規則における「株主資本等変動計算書」に相当するものが規定されていない。

このため、剰余金処分後の純資産内の変動である、脱退者持分払戻しの変動を明らかにするため「脱退者持分払戻計算書」を定めた。

脱退者へ持分全部（時価評価による組合財産から算出した持分）を払い戻す組合と、出資限度払戻しの組合で時価評価による組合財産が出資金額未満になる組合が作成する。

払戻持分の対象になる金額は、脱退事業年度末の貸借対照表純資産額から、剰余金処分による出資配当・利用分量配当の支出額を控除し、脱退年度末に未払持分に振り替えた出資金を加算して求める。このとき最高裁の判例による土地の時価評価益があれば加算し、その土地評価益に対する繰延税金負債を控除して、持分払戻対象金額を求める。

次に、持分払戻対象金額を、期末出資総口数に対する脱退者口数の割合で払戻持分1口のコ額を求める。

払戻持分のうち、利益剰余金部分（時価評価益部分も含む。）については、みなし配当として20%の源泉税が課税されるので、控除して払い戻す。源泉税は組合から税務署へ納付する。

脱退者持分払戻しの仕訳

脱退年度末

(借) 出資金	×××	(貸) 未払持分	×××
---------	-----	----------	-----

通常総会後

(借) 資本準備金 (加入金)	×××	(貸) 未払持分	×××
(借) 前期繰越剰余金	×××	(貸) 未払持分	×××

(注 前期繰越剰余金がないときには、組合積立金の中から払戻科目を決める)

6-8 脱退者持分払戻計算書作成モデル (税抜経理方式)

〇〇協同組合

脱退者持分払戻計算書

平成B年3月31日

I 払戻持分の対象になる金額			
1	貸借対照表の出資金の部分	A	7,980,000
	〃 の資本剰余金の部分	B	120,000
	〃 の利益準備金の部分	C	40,000
	〃 の組合積立金の部分	D	40,000
	(教育情報費用繰越金を含む)		
	〃 の当期末処分剰余金	E	992,055
2	剰余金処分による流出	F	△445,000
	(出資・利用分量配当等)		
3	未払持分に振り替えた脱退者の出資金	A	20,000
4	土地評価益	G	3,000,000
5	土地評価益に対する繰延税金負債	H	△880,220
	払戻持分対象金額合計		<u>10,866,835</u>
II 払戻持分1口のご金額			
1	対象出資口数 (期末出資口798 + 脱退者出資2)		800口
2	1口のご金額 (払戻持分対象金額合計 ÷ 対象出資口数)		13,583
III 払戻持分1口のご金額の内訳			
1	出資金の部分	A	10,000
2	資本剰余金の部分	B	150
3	利益剰余金の部分	C + D + E - F + G - H	3,433
4	みなし配当源泉税 (利益剰余金の部分 × 20%)		686
	1口のご払戻額計		12,897
IV 脱退者持分払戻の仕訳			
1	脱退年度末	借方 出資金 20,000	貸方 未払持分 20,000
2	通常総会後	借方 加入金 300	貸方 未払持分 300
		借方 前期繰越剰余金 6,866	貸方 未払持分 5,494
			貸方 預り金 1,372
3	仕訳後持分変動計算書を作成する。		